

Ⅲ. 関係法令・制度

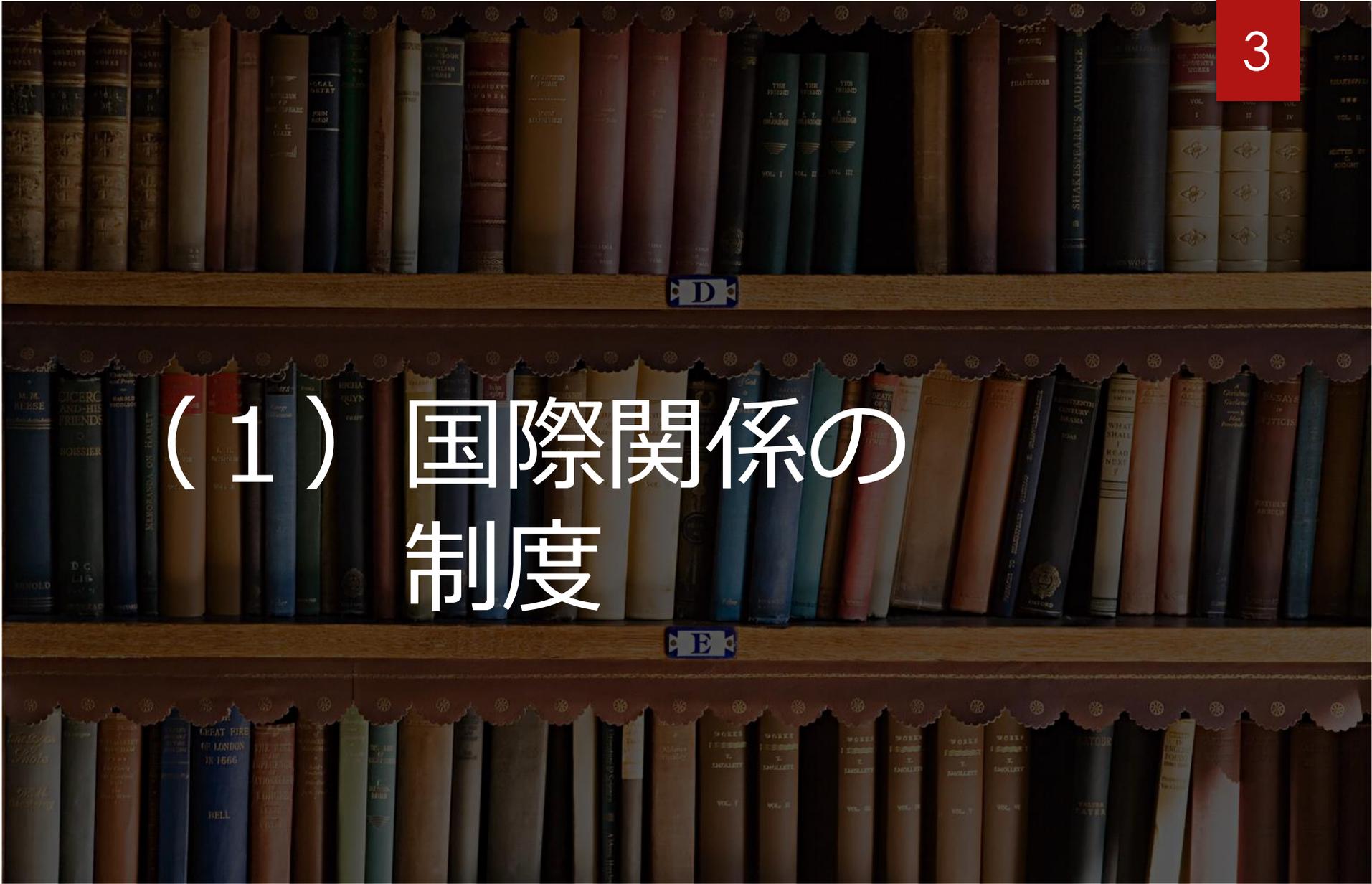
一般社団法人 大日本水産会
講師：常務理事 松本冬樹

講習の内容

- I . 国際関係の制度（船舶・船員、漁業）
- II . 国内関係の制度（船舶・船員、漁業）

はじめに

- ✓ 船舶の運航に関しては、様々な海事関係・労働関係の条約や国内法令等があります。
- ✓ また、漁業においても、IUU（違法・無報告・無通報）防止や資源管理等に関する様々な条約や国内法令等が存在します。
- ✓ 漁業を行う上では、これらで取り決められた内容を理解し、遵守していく必要があります。
- ✓ 本講習では、特にEEZ外で操業を行う上で知っておくべき条約・国内法令等について、代表的なものを紹介します。
- ✓ また、併せて資格証明書の発行手続きについても解説します。



(1) 国際関係の 制度

船舶・船員に関する 主な国際条約

- ✓ MARPOL条約
- ✓ SOLAS条約
- ✓ 船舶の安全のためのケープタウン協定
- ✓ ILO漁業労働条約

※ STCW条約およびSTCW-F条約については、第一章で解説しています。

MARPOL条約①

- ✓ 正式名称は「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」であり、本条約の附属書 I からVIにおいて、船舶の航行に起因する海洋環境汚染（油、有害液体物質、危険物、汚水、廃棄物及び排ガス（NO_x、SO_x、CO₂等）の排出による汚染）を防止するため、船舶の構造・設備、船舶からの排出等に関する基準が定められています。
- ✓ また、SOLAS条約（1974年海上人命安全条約）と同様、主管庁又は認定された団体による定期的な検査の実施、証書の発給、寄港国による監督（ポートステートコントロール：PSC）などの規定が定められています。

MARPOL条約②

- ✓ 特に、本条約附属書V（船舶からの廃棄物の排出規制）では、海難事故等の不測の事態を除き、**漁具を含む全ての廃棄物やプラスチックについて海洋排出を禁止**しています
（ただし、海洋排出が禁止されている廃棄物には、**航行中に行われた漁ろう活動又は水産物の養殖活動から生じた生鮮魚及びその一部は含まれません**）。
- ✓ また、**不測の事態における漁具の流失又は排出で海洋環境又は船舶航行に相当な脅威を及ぼすもの**については、**当該船舶の旗国に通報する必要がある**、さらに、当該流失又は排出が旗国とは別の沿岸国の管轄水域で発生した場合には、当該旗国に加えて当該沿岸国にも通報する必要があります。

SOLAS条約

- ✓ 船舶の堪航性（航海に堪えること）及び旅客や船員の安全を確保するために必要な船舶の構造、救命設備や航海道具などの技術基準について、国際的に統一された基準を定めるとともに、登録国又は委任された団体による定期的な検査の実施、証書の発給、寄港国による監督（ポートステートコントロール）などの規定が定められています。

船舶の安全のためのケープタウン協定

- ✓ 「一九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書」（未発行）の早期発効を目的として、当該議定書の規定条項の修正したものです。本協定では、長さ24m以上かつ公海上で運航するとして承認する漁船に対し、安全性や堪航性を高めるための設備の実装を義務付けるものとなっています。
- ✓ 我が国は協定について締結しているものの、現時点では協定の発効要件（22ヶ国以上、対象漁船総数が3,600隻以上）を満たしていません。

ILO漁業労働条約①

- ✓ 2006年に採択された、海上労働条約が適用されない漁業従事者に国際的な保護を提供することを目的とした、**漁業労働に関する包括的な条約**であり、締約国に対し、**漁業者のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）**の確保について定めるものとなっています。
- ✓ 自家消費のための漁やレクリエーションとしての釣りを除く漁業活動に従事する漁業者（水先人、軍艦乗組員、政府に永続的に勤務するその他の者、漁船上で仕事を遂行する陸上を拠点とする者、漁場観測者を除く）と漁船が対象となります。

ILO漁業労働条約②

- ✓ 条約では、例として以下のような事項が定められています。
 - 漁業者の最低年齢は16歳とすること。ただし、一定の条件下においては、15歳以上であれば可能であること。安全と健康を損なう業務については、18歳以上とすること（9条）。
 - 船上労働のために健康検査の実施と健康証明書の取得が必要であること（10–12条）。
 - 十分かつ安全に乗組員が配乗され、船長によって適切に管理され、漁業者が安全及び健康確保に十分な休息時間が定期的に与えられること（13–14条）。
 - 漁業者及び被扶養者が、自国の他の労働者よりも不利でない条件で社会保障による保護の利益を享受し、最低でも業務関連の疾病、負傷や死亡の場合の保護を付与すること（34条–39条）

漁業に関する 主な 国際条約

✓ 国連海洋法条約

✓ 国連公海漁業協定

✓ FAO責任ある漁業の行動規範

✓ FAO/IMO/ILOコード

(漁船員および漁船の安全に関する規則)

✓ フラッキング協定

✓ PSMA協定

国連海洋法条約①

- ✓ 昭和57（1982）年に採択され、平成6（1994）年に発効した条約で、今日の国際的な海洋秩序の礎を成しているものです。我が国は、平成8（1996）年にこの条約を批准しました。
- ✓ 本条約は海の憲法とも呼ばれ、領海から公海、深海底に至る海洋のあらゆる領域における航行、海底資源開発、科学調査、漁業等の様々な人間活動についての規定がされています。
- ✓ 漁業に関しても、本条約が基本的なルールを提供しています。沿岸国は排他的経済水域（EEZ）内の水産資源の探査、開発、保存及び管理について主権的権利を有しており、入手可能な最良の科学的証拠を考慮して、適当な保存措置及び管理措置を通じ、自国のEEZ内の資源が過度の漁獲によって危険にさらされないことを確保します。

国連海洋法条約②

- ✓ 二つ以上の国のEEZ又はある国のEEZと公海水域にまたがって分布する資源については、関係国がその保存等のための措置について合意するよう努力することとされています。
- ✓ マグロ類等の高度回遊性魚類の資源については、EEZの内外を問わず、関係国が保存・利用のため国際機関等を通じて協力することとされています。公海では全ての国が漁獲の自由を享受しますが、公海における資源の保存・管理に協力すること等が条件として付されています。
- ✓ また、公海上の漁船に対し管轄権を行使するのはその漁船の船籍国（旗国）です。

国連公海漁業協定

- ✓ 正式名称は「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」です。
- ✓ 国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリング魚類資源および高度回遊性魚類資源の保存と合理的な利用を確保することを目的としており、排他的経済水域（EEZ）内外での保存管理措置の一貫性の確保、実質的な利害を有する国への地域漁業管理機関（RFMO）への参加の開放及び保存管理措置のための協力義務、転載規制、旗国以外の検査官による乗船・検査制度の導入等の規定があります。

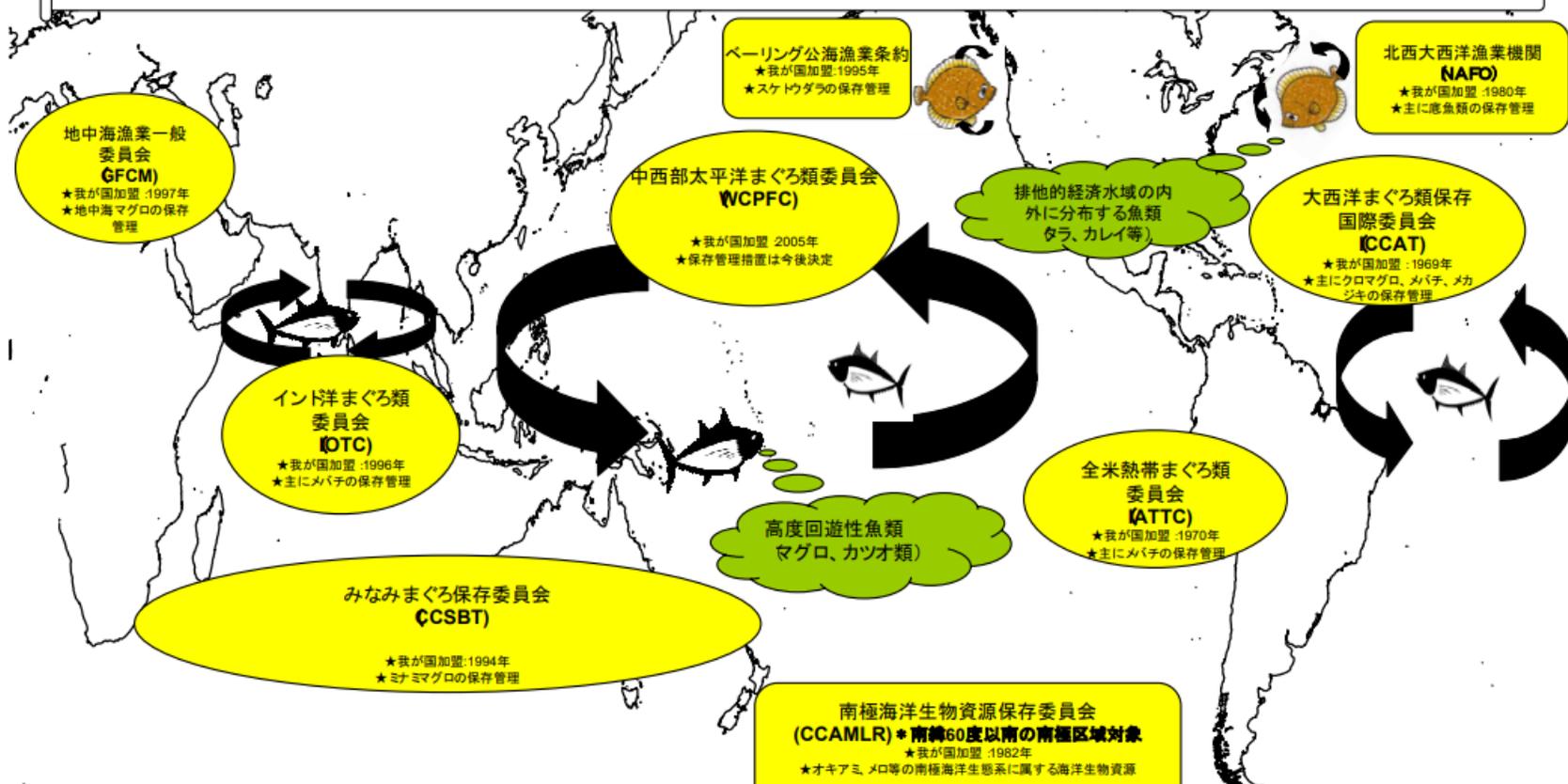
国連海洋法条約

地域漁業管理機関を通じた協力義務を一般的に定める (地域機関の未加盟国や適切な保存措置を定めない地域機関は規制できない。)

国連公海漁業協定

地域漁業管理機関の未加盟国であっても機関に従うことを義務づける等、適切な保存措置に関する一般原則を定める。

地域漁業管理機関：回遊性魚類は海洋を広範囲に移動。各海域で保存管理のための機関を設立。



●遠洋漁業国であり、マグロ類の最大輸入国である我が国は、魚類の保存と持続的な利用を図るため、順次各地域漁業管理機関に加盟。

●我が国は2005年のWCPFC加盟により、主要な機関のすべてに加盟。各機関の通則である本協定を締結する準備が整った。

FAO責任ある漁業の行動規範①

- ✓ 「責任ある漁業のための行動規範（Code of Conduct for Responsible Fisheries）」は、国際的に合意された漁業資源の保存措置等を害するような**無秩序・無責任な操業（便宜置籍、規制違反等）の問題化**を受けて、環境や次世代の人類にも配慮した**水産資源の持続的開発と利用を漁業者及び漁業に****関係する国々が自ら責任を持って実現する漁業の体制を確立**するために、1995年に国連食糧農業機関（FAO）の総会で採択された行動規範です。
- ✓ 本行動規範は法的拘束力を持たない自主的な規範と位置付けられており、主な項目として、**一般原則**（乱獲及び過剰漁獲能力の防止、科学的根拠に基づく管理など）、**漁業管理**（資源の持続的利用のための措置の採択、関係国の協力、データの収集など）、**漁業操業**（旗国による操業許可等の記録、適切な漁具・漁法の利用など）等が規定されています。

FAO責任ある漁業の行動規範②

- ✓ さらに2001年、FAOは、この行動規範の枠組みの範囲内で、IUU漁業に特化した「違法・無報告・無規制漁業の防止、抑制及び廃絶のための国際行動計画（IPOA-IUU）」を採択しました。
- ✓ IPOAでは、IUU漁業を防止・抑止・排除するため、旗国の責任や、寄港国措置、沿岸国措置、市場関連措置、国民がIUU漁業を支援または関与しないことを確保するための措置が決められています。また、各国に対し、行動計画を策定し、それを実施する上でのRFMOにおける役割について決めておくことも求めています。

【参考】責任ある漁業の行動規範の概要

FAOの「責任ある漁業のための行動規範」

- 環境や次世代の人類にも配慮した水産資源の持続的開発と利用を漁業者及び漁業に関係する国々が自ら責任を持って実現する漁業の体制を確立するための行動規範。
- 法的拘束力のない宣言的、プログラム規定的な規範。

(1) 策定の経緯

- ・ 国際的に合意された漁業資源の保存措置等を害するような無秩序・無責任な操業(便宜置籍、規制違反等)の問題化を受けて、1992年5月に「責任ある漁業に関する国際会議(カンクン会議)」が開催され、FAOに「責任ある漁業のための行動規範」の策定を要請。
- ・ 同年11月、FAO理事会において、FAOによる行動規範の策定を承認。
- ・ 1995年10月、FAO総会において、「責任ある漁業のための行動規範」を承認。

(2) 規範の概要

【目的】漁業の重要性を認識し、資源の持続的利用の促進のための責任ある漁業体制を確立。

- 【主要項目】
- ・ 一般原則(乱獲及び過剰漁獲能力の防止、科学的根拠に基づく管理など)
 - ・ 漁業管理(資源の持続的利用のための措置の採択、関係国の協力、データの収集など)
 - ・ 漁業操業(旗国による操業許可等の記録、適切な漁具・漁法の利用など)
 - ・ 養殖(適切な餌料、餌料添加物、薬品の使用、遺伝的多様性の保全など)
 - ・ 貿易及び漁獲魚処理(資源の保存・管理措置への合致など)

FAO/IMO/ILOコード (漁船員および漁船の安全に関する規則)

- ✓ IMOがFAOおよびILOと協力して作成した**漁船員および漁船の安全に関する規則**です。
- ✓ **船舶の安全、火災予防措置及び消火活動、漁業作業と魚の取り扱いにおける安全性、救命器具及び緊急事態、健康及び医療などについての規則**が設けられています。
- ✓ 例えば、漁業作業と魚の取り扱いにおける安全性の部分では、テンションがかかった時の漁具使用の注意点、事故を防ぐための漁具の及び関連機器の事前の点検、漁具の投入時及び曳網時の危険性、網が海底の障害物に掛かった時の対処、はえ縄を使用する際の注意点等についての記載がされています。

フラッキング協定

- ✓ 正式名称は「保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定」です。
- ✓ 公海の資源管理規制から逃れたり、安価な外国人船員の雇用を目的として規制を行う能力あるいは意思のない国へ船籍を移し替える（リフラッグ）行為の取締りをねらいとした公海における国際保存・管理措置の遵守を促進するための協定です。
- ✓ 旗国主義（船籍を有する国がその漁船の漁業活動を管理する）による漁業管理の徹底がはかられ、大型漁船に船籍を与える場合、公海における漁業許可と連動させるべきこと、船籍国は不法行為の経歴がある漁船について船籍を与える場合は、よく吟味し不法行為を行う漁業者が操業をコントロールし続けられないようにすること等が規定されています。

PSMA協定

- ✓ 「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」の略称で、違法、無報告、無規制（IUU）漁業の防止・抑止・排除や、これらによる海洋生物資源及び海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、IUU漁業に対する効果的な寄港国の措置の実施等について定めています。
- ✓ 具体的には、IUU漁業に従事した漁船に対する入港拒否や船舶検査の実施等が規定されています。

【参考】PSMA協定の概要

背景

- 地域漁業管理機関(RFMO)の保存管理措置を遵守しない等の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業(IUU漁業)が海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威に。
- 2009年、国際連合食糧農業機関(FAO)の枠組みの下で本協定が採択。
2016年6月に発効、2022年11月現在、締約国は73か国・1機関(日本、米国、EU、露、豪、韓国等)

寄港国措置の
有効性の認識
の高まり

主な内容

- **入港拒否**: 入港を希望する船舶がIUU漁業等に従事したことの十分な証拠を有する場合(RFMOが作成するIUU船舶の一覧表に掲載されている場合等)、**入港を拒否**。【第9条】
- **港の使用の拒否**: 入港した船舶がIUU漁業等に従事したと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合、魚類の陸揚げや燃料補給等のために**港を使用することを拒否**。【第11条】
- **船舶の検査**: 協定が定める基準に従い、特に自国の港に入港した船舶が、IUU漁業等に従事したことがありと疑うに足りる明白な根拠がある場合、当該**船舶を検査**。【第12条】



RFMOのIUU船舶の一覧表に掲載されている船舶

本協定の意義

- **世界の水産資源の持続可能な利用の促進**: 本協定はIUU漁業対策の一環として、寄港国による措置に主眼を置く初の多数国間条約。IUU漁業対策の実効性を確保する上で国際社会が連携して寄港国としての措置を実施することが不可欠。
- **責任ある漁業国としての貢献**: 我が国は世界有数の漁業国として、RFMO等でIUU漁業対策を推進。この協定をとおして、我が国がIUU漁業対策に引き続き積極的に取り組む姿勢を内外に示すことにより、国際社会に貢献。

我が国による最近の取組例

- ー 2016年4月: G7広島外相会合において、IUU漁業の防止に向けた対策等の重要性を強調。
- ー 2016年8月: 北太平洋漁業委員会(NPFC)第2回委員会会合において、IUU船舶の一覧表の作成手続等を定めた我が国提案の保存管理措置が採択。
- ー 2017年5月: 本協定を締結。
- ー 2019年4月: 本協定に基づき、入港を要請することができる港(44港)を指定、公表。
また、非締約国に対し、二国間及び多国間の枠組み等を通じ、随時、加入を働きかけている。

- **漁業秩序の維持**: IUU漁業の存在は我が国の水産資源の適切な保存・管理にとり脅威。我が国の漁業秩序の維持のためにも本協定が重要。

【参考】IUU漁業の現状と対策

違法・無報告・無規制(IUU)漁業の現状と対策

経済局漁業室
令和7年6月

IUU漁業の概要とその対策

1 国際社会の共通の課題

- **違法・無報告・無規制(IUU: Illegal, Unreported, Unregulated)漁業**は、無許可操業、無報告又は虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない漁業活動のこと。
- IUU漁業は、水産資源の持続可能な利用に対する深刻な脅威であり、**国連持続可能な開発目標(SDGs) 14. 4**に位置づけられる国際社会の共通の課題。**違法漁業防止寄港国措置協定(PSM協定)**、**WTO漁業補助金協定**、**地域漁業管理機関(RFMO)**、二国間の枠組み等を通じ、国際的な対策が進められている。



2 我が国の立場

我が国は責任ある漁業国として、RFMOにおける**保存管理措置**や**IUU船舶リスト**の作成、途上国への関連支援、PSM協定及びIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入防止に係る取組の着実な実施等を通じてIUU漁業対策に積極的に取り組む他、我が国が議長を務めた**G20大阪サミット首脳宣言(2019)**を始めとする国際フォーラムの各種会合において**IUU漁業対策の重要性を明記**する等、国際社会における議論をリードしている。

【参考1: 国際会議等で採択されたIUU漁業対策に関連する主な目標、方針等】

- 多国間:**FAO・IUU漁業対策行動計画(2001)、国連持続可能な漁業決議、PSM協定(2016)、G20首脳宣言(2019, 2020, 2021, 2022, 2023)、G7首脳成果文書(2018, 2021, 2022及び2023)、東アジアサミット(EAS)議長声明(2021, 2022, 2023)、APEC首脳宣言(2021, 2022, 2023, 2024)、アフリカ開発会議(TICAD)横浜宣言(2019)、チュニス宣言(2022)等。
- 二国間:**日EU(2012, 2021, 2022及び2023)、日米(2015)、日タイ(2017)の間でIUU漁業対策で協力する旨の共同声明を採択。

【参考2: 我が国による途上国へのIUU漁業対策に関する協力事例】

- 能力構築支援・研修の実施:**全世界(太平洋島嶼国・東南アジア・中南米・アフリカ諸国等)
- 船舶・関連機材の供与:**全世界(太平洋島嶼国・東南アジア・南西アジア・中南米・アフリカ諸国等)

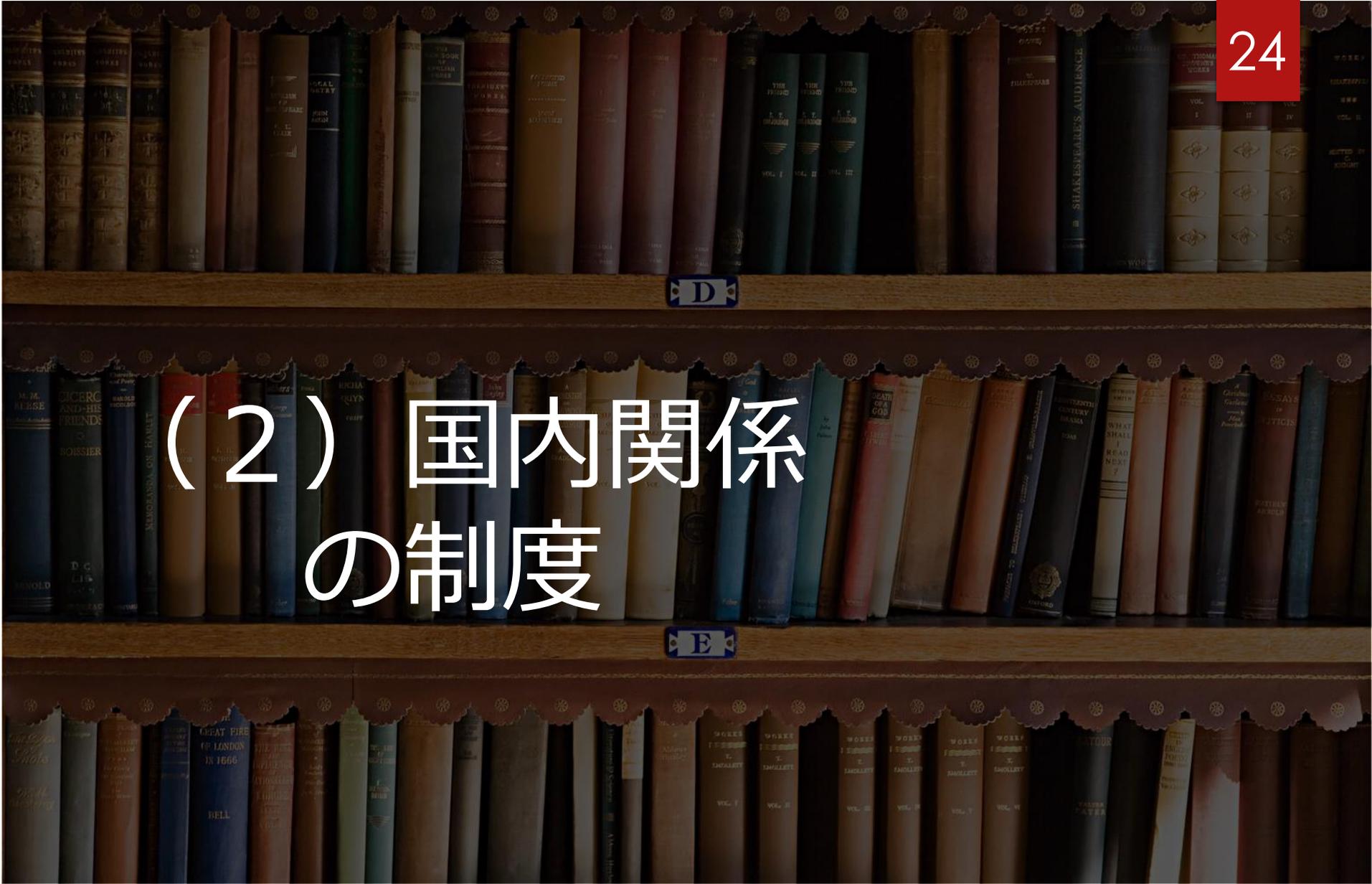


違法漁業防止寄港国措置協定(PSM協定)

- IUU漁業対策の一環として、**寄港国による措置に主眼を置く初の多数国間条約**。2009年採択、2016年発効。**締約国は81か国・1機関**(日本、米国、EU、中国、ロシア等。)(2025年6月現在)
- 我が国は2017年加入。我が国の漁業秩序の維持や、責任ある漁業国としてIUU漁業対策を進める観点から本協定の実効性確保は重要であり、**未加盟国に加入を働きかけている**。
- IUU漁業等に従事した証拠がある船舶の**入港の拒否【第9条】**、**港の使用拒否【第11条】**、**船舶の検査【第12条】**等を定める。



IUU船舶と認定されている不審船



(2) 国内関係 の制度

船舶・船員に関する 主な国内法令

- ✓ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ✓ 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- ✓ 船員法
- ✓ 船舶安全法

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

- ✓ この法律は、船舶から海洋に油、有害液体物質等、廃棄物及び有害水バラストを排出すること等を規制するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除措置等について規定することで、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、海洋環境の保全等に資することを目的としたものです。
- ✓ 具体的には、船舶からの油・有害液体物質等・廃棄物・有害水バラストの排出の規制（第2章～第3章の2）、船舶からの排出ガスの放出の規制（第4章の3）、船舶における油・有害液体物質等・廃棄物の焼却の規則（第4章の4）、船舶の海洋汚染防止設備等の検査（第4章の5）、海洋の汚染及び海上災害の防止措置（第6章）等の規定が定められています。

船舶職員及び小型船舶操縦者法①

- ✓ 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、船舶の航行の安全を図ることを目的としており、船舶職員の資格要件（海技士の免許、小型船舶操縦士の免許）、船舶の航行区域・従業区域に応じた乗組み基準（配乗基準）等を定めています。
- ✓ なお、船員法等の一部を改正する法律（令和7年法律第32号）により、改正船舶職員及び小型船舶操縦者法及び施行規則においては、
 - ①排他的経済水域外において航行する総トン数20トン以上の漁船、
 - ②排他的経済水域内において航行する国際総トン数950トン以上の漁船（①又は②に該当する船舶を「特定漁船」という）には、次の要件に該当しない者を、特定漁船に船長又は航海士として乗り組ませてはならない旨を新たに規定することとなりました。

船舶職員及び小型船舶操縦者法②

<特定漁船に乗り組む船長又は航海士の要件>

○必要な乗船履歴を有すること

- ・ 総トン数5トン以上の船舶で2年以上の乗船履歴 又は
- ・ 学校教育法第1条に規定する高等学校又は大学（水産に関する学科を置くものに限る）又は国立研究開発法人水産研究・教育機構として、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第6の単位数の欄に掲げる数習得した者にあつては、1年以上乗り組んだ履歴

○漁ろう操船講習の課程を修了したこと

- ・ 漁獲物の曳網、揚網などが漁船の傾斜や復原性に及ぼす影響
- ・ 漁具に危険を及ぼす恐れのある水中障害物についての知識 等

- ✓ 加えて、特定漁船において航海士から船長となるためには、
1年以上の乗船履歴（このうち6月以上は5トン以上の漁ろうに従事する船舶に船長又は航海士として乗り組んだ履歴）が必要となります。

船員法

- ✓ 海上労働の特殊性（孤立性、自己完結性、危険性、職住一致）に基づき、労働基準法（陸上労働者に適用）とは別に、**船員の労働基準**について規定する**労働保護的な性格**を有するとともに、船長の職務権限規定といった**海上交通安全法的な性格**を有する法律で、**船長の職務及び権限、船内規律雇入契約等、給料そのほかの報酬、労働時間、休日及び定員、有給休暇、食料並びに安全及び衛生、災害補償、就業規則**等について定めています。
- ✓ なお、今般の船員法等の一部を改正する法律により、船員法では、船舶所有者に対し、**非常時における安全衛生を確保するための訓練（基本訓練）の実施義務**に係る規定が追加され、**一定規模以上の漁船に乗り組む船員**については、**基本訓練のうち生存訓練及び消火訓練**について、**実技講習での実施と、5年ごとの能力維持証明等が必要**となりました。

船舶安全法

- ✓ 船舶の堪航性及び人命の安全を確保することを目的として定められた船舶安全法は、船舶の構造・設備に関する技術基準を定め、船舶の就航前及び就航後の一定期間ごとにこの基準への適合性を確認するため、**船舶所有者が検査（定期的検査）を受検することを義務付けています。**
- ✓ 定期的検査のうち定期検査に合格した船舶には、船舶の航行上の条件を定めた船舶検査証書を交付することとされており、有効な証書を受有しない船舶は、航行することが禁止されています。

漁業に関する 主な 国内法令

✓ 水産基本法

✓ 漁業法

✓ 水産資源保護法

✓ まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する

特別措置法

✓ 漁船法

- ✓ 水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、**水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律**です。
- ✓ 水産物は、良質なたんぱく質の供給源であるとともに優れた栄養特性を有しており、国民の食生活に不可欠の食料です。また、水産業や漁村は、こうした水産物の供給のほか、都市住民に対する健全なレクリエーションの場の提供等を通じ、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えています。
- ✓ 本法は、**「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を基本理念**として、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として制定されています。
- ✓ また、本法第11条の規定に基づき、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は水産基本計画を策定することとなっています。

- ✓ 漁場の総合的な利用による漁業の発展を目的とし、水産資源や漁場の利用など、漁業に関するルールを定めた法律です。
本法では、漁業権や漁業の許可、漁場の利用、水産動植物の採捕に関する制限等について規定しています。
- ✓ 平成30年12月に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が公布、令和2年12月に施行され、漁業法等が70年ぶりに大改正されました。
- ✓ 新たな漁業法では、
「漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、（中略）水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする」
とされており、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度の見直しが行われました。

水産資源保護法

- ✓ 水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより漁業の発展に寄与することを目的とした法律です。
- ✓ 水産動植物の採捕の制限、保護水面の指定など、**水産動植物の保護培養に関する措置**を定めています。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する 特別措置法

- ✓ 我が国が世界において、歴史的にまぐろの漁獲及び消費に関し特別な地位を占めていることにかんがみ、まぐろ資源の動向、国際協力の進展等のまぐろ漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図り、まぐろ漁業の持続的な発展とまぐろの供給の安定に資することを目的とした法律です。
- ✓ 政府がまぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針を定めること、外国の漁業者によるまぐろ漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、国際機関へ当該活動の抑止等を要請するとともに、当該国に対して改善を要請しなければならないこと等の規定が定められています。

漁船法

- ✓ 漁船建造の調整、漁船の登録及び検査、漁船に関する試験等について定められた法律です。
- ✓ 動力漁船の総量規制や建造・改造の許可、登録制度、漁船建造等後の認定・登録票の検認制度等について定められています。
- ✓ 本法において、**漁船**とは、
 - ①もっぱら漁業に従事する船舶
 - ②漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
 - ③もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
 - ④もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものと規定されています。

以上で講習は終了です。

お疲れ様でした。